

報告第12号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、市議会の承認を求める。

令和6年6月19日提出

三次市長 福岡誠志

専決処分第 7 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，次のとおり専決処分する。

令和 6 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度三次市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,282 千円を追加し，歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 5,417,862 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 5 月 31 日

三次市長 福岡 誠志

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		3,962,565	3,575	3,966,140
	1 県補助金	3,962,565	3,575	3,966,140
5 繰入金		514,142	11,707	525,849
	2 基金繰入金	114,120	11,707	125,827
歳 入 合 計		5,402,580	15,282	5,417,862

三次市国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

款	補正前の額
3 県支出金	3,962,565
5 繰入金	514,142
歳入合計	5,402,580

21 国民健康保険特別会計

(単位：千円)

補 正 額	計
3, 575	3, 966, 140
11, 707	525, 849
15, 282	5, 417, 862

21 国民健康保険特別会計

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
11 繰上充用金	0	15,282	15,282
歳 出 合 計	5,402,580	15,282	5,417,862

2. 歳入
 (款) 3 県支出金

款			補正前の額	補正額	計
	項				
	目				
3	県支出金		3,962,565	3,575	3,966,140
	1	県補助金	3,962,565	3,575	3,966,140
		1 保険給付費等交付金	3,962,565	3,575	3,966,140

(款) 5 繰入金

5	繰入金		514,142	11,707	525,849
	2	基金繰入金	114,120	11,707	125,827
		1 国民健康保険財政調整基金繰入金	114,120	11,707	125,827

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 特別交付金	3,575	②特別調整交付金分 3,575

(単位：千円)

1 国民健康保険 財政調整基金 繰入金	11,707	①国民健康保険財政調整基金繰入金 11,707

3. 歳 出
(款) 11 繰上充用金

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
						特 定 財 源	一 般 財 源
11	繰上充用金		0	15,282	15,282	0	15,282
	1	繰上充用金	0	15,282	15,282	0	15,282
		1	繰上充用金	0	15,282	0	15,282

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
21 補償，補填及 び賠償金	15,282	1 繰上充用金 21 補償，補填及び賠償金 ②補 填 金	15,282 15,282 15,282